松山市の独自基準について

１．独自基準の概要について

次に掲げる基準以外については、厚生労働省令に定める基準のとおりです。
※独自基準の適用については「２．独自基準の対象となるサービス」をご参照ください。

①（地域密着型）介護老人福祉施設の居室定員の緩和

省令基準	１の居室の定員は、１人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。
独自基準	１の居室の定員は１人とするが、プライバシーの保護に配慮することで４人以下とすることができる。
理由等	利用者の多様なニーズに対応し、地域の実情に応じた柔軟な基盤整備を進められるよう、ユニット型施設の整備を推進する一方で、多床室の整備についても選択肢を残すため。

②非常災害対策の強化

省令基準	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
独自基準	ア．災害の種別に応じた個別計画の策定及び避難訓練の実施 非常災害に関する具体的な計画については、当該事業者等の立地条件等から予想される災害の種別（例：地震、風水害）ごとに作成しなければならない。 また、避難訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
	イ．計画の掲示 非常災害対策の具体的計画は、事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。
	ウ．備蓄の確保 災害時にはライフラインが一時的に寸断される事態が予想されることから、事業所において当面の避難生活をすることができるよう、非常食、飲用水、日用品等の備蓄の確保に努めなければならない。
理由等	東日本大震災等の教訓を踏まえ、事業者等が防災対策に取り組む契機とするため。

③施設系サービスのサービス提供記録の利用者への提供

省令基準	サービス提供の際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。
独自基準	提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。
理由等	省令基準では、施設系サービスにおいて、サービス提供内容の記録を利用者に提供する規定がないことから、他サービスとの整合を図るため。

④記録の保存年限の延長

省令基準	サービスの完結の日から２年間保存しなければならない。
独自基準	サービスの完結の日から５年間保存しなければならない。
理由等	地方自治法上の金銭債権の消滅時効である５年と整合を図るため。

2．独自基準の対象となるサービス

サービス区分又は施設	①居室定員の緩和	②非常災害対策の強化	③サービス提供記録の利用者への提供	④記録の保存年限の延長
訪問介護 （介護予防）訪問入浴介護 （介護予防）訪問看護 （介護予防）訪問リハビリテーション （介護予防）居宅療養管理指導 （介護予防）福祉用具貸与 特定（介護予防）福祉用具販売	—	—	省令基準で規定済	○
通所介護 （介護予防）通所リハビリテーション （介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）短期入所療養介護	—	○	省令基準で規定済	○
（介護予防）特定施設入居者生活介護	—	○	○	○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	—	—	省令基準で規定済	○
（介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	—	○	省令基準で規定済	○
地域密着型特定施設入居者生活介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護	—	○	○	○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	○	○	○
介護老人福祉施設	○	○	○	○
介護老人保健施設	—	○	○	○
介護医療院	—	○	○	○
居宅介護支援	—	—	—	○
介護予防支援	—	—	—	○